

議員提出議案第 8 号

さいたま市商業等の振興に関する条例の制定について

さいたま市商業等の振興に関する条例を次のように定める。

平成 23 年 3 月 2 日提出

提出者	さいたま市議会議員	熊谷裕人
	同	高木真理
	同	三神尊志
賛成者	さいたま市議会議員	神崎功
	同	高柳俊哉
	同	阪本克己
	同	池田麻里
	同	土井裕之
	同	原田健太
	同	添野ふみ子
	同	細川邦子
	同	高野秀樹
	同	丹羽宝宏

さいたま市商業等の振興に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地域において事業者が営む商業等の振興が市の活力の維持と市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、本市の商業等に関する施策について基本となる事項を定めることにより、商業等に関する施策を総合的に推進し、もって市域の経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するための市の施策は、商業等の事業者が自主的かつ主体的に行う取組を尊重し、その活動に資する範囲で実施することを旨とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

商業等 市民の生活に関する需要に応じた商品の販売又は役務の提供を業として行うこと。

事業者 市内の商店街において商業等に属する事業を営む者（日常生活に必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する者及び医薬品・化粧品小売業を営む者を含む。）をいう。

商店街 商業等又は行事の実施等の事業を行うため、小売業、飲食店業等が一体として集積している地域をいう。

商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及びこれらの組合に準ずる団体として市長が認めたもので、市の区域内で商業等を営む者で構成されるものをいう。

（基本方針）

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、商業等の振興に関する施策を行うものとする。

行政と事業者との役割分担を踏まえた上で、市民の生活に資する商業等の事業活動の実現に寄与すること。

経済的社会的環境の変化に即応できる経営の安定を図るとともに、地域の特性に応じ、市、事業者、市民等の多様な主体が協同し、又は連携した事業活動の展開を図ること。

事業者の経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）の活用により、経営基盤の強化と充実を図ること。

事業者の創意工夫による主体的な事業の改善発達を図ること。

（市の取組）

第4条 市は、前条の基本方針に即した基本的な施策として、次に掲げる取組を推進する。

商業等の事業活動の基盤となる環境の整備及び事業機会の増大に関すること。

商業等に関する調査研究並びに情報の収集及び提供に関すること。

商業等に従事する者の育成と資質の向上に関すること。

商業等に従業する者の福祉の向上に関すること。

事業者に対する資金の供給の円滑化に関すること。

事業の再生及び経営の革新に関すること。

商業等を営もうとする者の創業の促進に関すること。

事業者と商業等に関する研究開発を行う大学その他の研究機関との交流の促進に関すること。

商店街の活性化に関すること。

商店街団体の活動の促進に関すること。

国、県その他の機関との連携協力に関すること。

前各号に掲げるもののほか、市長が商業等の振興のために必要と認めること。

(市の責務等)

第5条 市は、第3条の基本方針にのっとり、前条に掲げる取組としての施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、多様な主体が協同し、又は連携して行う商業等の振興に資する活動を促進するものとする。

3 市は、商業等の振興を目的として事業者が他の事業者等と協同し、又は連携して行う活動を促進するため、必要に応じて、次に掲げる措置を講ずるものとする。

活動の実施に有用な情報の提供

活動の実施に必要な財政上又は金融上の支援

活動の実施に資すると認められる市の財産の利用等の便宜の供与

前各号に掲げるもののほか、活動の円滑な実施に必要と認める支援

(事業者の責務等)

第6条 事業者は、自らの創意工夫を生かした主体的な事業の成長発展を図り、自主的に経営の向上及び革新並びに人材の育成に努めなければならない。

2 事業者は、地域の他の事業者との有機的な連携を図りつつ、協同して地域経済の振興に資する事業活動を行うものとする。

3 事業者は、その経営資源を有効に組み合わせ、新たな事業活動に取り組むよう努めるものとする。

(商店街団体の責務等)

第7条 商店街団体は、商店街の有する地域のにぎわい及び市民の生活と交流の場としての機能並びにまちづくりの拠点としての重要性を認識し、自主的な活動に取り組むことにより、商店街の一体的な成長発展その他地域の商業等の振興に努めなければならない。

2 商店街団体は、事業者相互間の連携並びに関連する商業等に関する団体及び商業等と関連性が高い事業を営む者との連携を図りつつ、円滑かつ適切な組織の運営に努めなければならない。

3 商店街団体は、その活動を効果的かつ確実に実施するため、事業者の加入の促進に努めるものとする。

(商店街団体への加入)

第8条 事業者は、商店街団体の活動が地域の商業等の振興に寄与していることに鑑み、その活動を効果的に実施するため、商店街団体への加入に努めなければならない。

2 大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。)にあっては、当該大規模小売店舗において小売業を行う者を代表する者が商店街団体に加入するよう努めるものとする。

(市民の理解と関心)

第9条 市、事業者及び商店街団体は、商業等の振興が市の活力の維持と市民生活の向上に寄与することについて市民の理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市、事業者又は商店街団体が協同し、又は連携して行う行事等に参加する等により、商業等の振興に寄与するよう努めるものとする。

(商業等振興審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、商業等の振興に関する重要な施策について審議するため、さいたま市商業等振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後 3 年以内を目途に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。